

第6回糸魚川市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成31年3月26日(火) 14:00から
- 2 会場 糸魚川市役所 203.204会議室
- 3 出席委員 教育長 井川 賢一
教育長職務代理者 永野 雅美
委員 楠田 昌樹
委員 靄本 修一
委員 谷口 一之
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者
教育次長兼文化振興課長 磯野 茂
こども課 課長 磯野 豊 課長補佐 室橋 淳次
係長 田代 正人
こども教育課 課長 石川 清春 参事 泉 豊
課長補佐 松村 伸一 係長 田原 早苗
生涯学習課 課長 小島 治夫 課長補佐 磯貝 恭子
文化振興課 課長補佐 木島 勉
博物館 館長補佐 中村 淳一
市民会館 館長補佐 猪股 和之
書記 こども課主査 仲谷 貴子
- 6 報告
報告第 5号 感染症の集団発生について

報告第 6号 平成31年度糸魚川市子ども教育実践上の努力点の策定について

報告第 7号 平成30年度全国標準学力検査(NRT)の結果と今後の課題について

報告第 8号 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

報告第 9号 平成 30 年度小学校・中学校ハイパーQ U（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）の結果について

報告第 10号 各課・機関所管事項について

7 付議案件

議案第 16号 糸魚川市いじめの防止等の行動計画の策定について

議案第 17号 糸魚川市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 18号 糸魚川市こども支援室運営要綱の制定について

議案第 19号 糸魚川市立学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 20号 糸魚川市嘱託指導主事設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第 21号 糸魚川市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第 22号 糸魚川市立学校教職員私有自動車公務使用規程の一部を改正する規程の制定について

議案第 23号 糸魚川市学校運営協議会を設置する学校の指定について

議案第 24号 糸魚川市教育研修センター所長の任命について

議案第 25号 糸魚川市立学校の学校医の委嘱の一部変更について

議案第 26号 糸魚川市立学校の学校歯科医の委嘱について

議案第 27号 糸魚川市立学校の学校薬剤師の委嘱について

議案第 28号 糸魚川市立保育園の嘱託医の委嘱について

- 議案第 29号 糸魚川市立幼稚園の学校医及び学校薬剤師の委嘱について
- 議案第 30号 糸魚川市能生学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 議案第 31号 糸魚川市青少年育成指導員の委嘱について
- 議案第 32号 糸魚川市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第 33号 糸魚川市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第 34号 糸魚川市能生児童館館長の任命の申出について

8 会議録署名委員の指名 3番 鶴本委員

9 傍聴者 3人

教育長	これより第6回教育委員会定例会を開催する。
教育長 こども教育課参事 こども課長補佐	報告第5号感染症の集団発生について、事務局の説明を求める。 (資料に基づき説明) (資料に基づき説明)
教育長 委員	今ほどの説明について、ご質疑はないか。 (「なし」の声あり。)
教育長 こども教育課参事 教育長 鶴本委員	報告第6号平成31年度糸魚川市子ども教育実践上の努力点の策定について、事務局の説明を求める。 (資料に基づき説明) 今ほどの説明について、ご質疑はないか。 昨年度の努力点では、「子ども教育の目標」が掲げられていたが、今年度では掲載されていない。どのような経過があったのか。
こども教育課参事	昨年度のものは、基本理念や目標も掲げられており、より分かりやすくなるように整理した。この努力点は、市総合計画とこども一貫教育方針の基本理念に基づき策定されていることを強調している。
鶴本委員	「健やかな体の育成」では、「1学校1取組」となっているが、中学校や高等学校まで含めて取り組みができていないか。

こども教育課参事	<p>「1学校1取組」については、小中学校で行われているものである。策定した努力点に沿った形で学校でも取り組みが検討される。また、取り組んだ状況については、各校で情報共有されることとなっている。</p> <p>高等学校においては、策定した努力点を配布する。その際に学校へも説明を行う予定としている。</p>
靄本委員	<p>ジオパーク学習の推進については、これまでにいくつも資料や副読本が作られている。学校に配備されている資料も含め、どのような資料や副読本が学校や子どもたちに活用されているのかを事務局として把握しておいてほしい。</p>
こども教育課参事 楠田委員	<p>年度初めの機会に把握したい。</p> <p>豊かな心の育成について、道徳教育について授業実勢に取り組んだ学校が昨年度の80%から90%となっている。全体で80%をクリアできたということによいか。</p>
こども教育課参事	<p>努力点の評価結果からは、すべての小学校、中学校において「よくできた」、「できた」となっている。さらに「よくできた」と評価されるよう、目標値を高くしたものである。</p>
靄本委員	<p>産学官連携は新年度における大きな取り組みであると認識しているが、努力点の中ではしっかりと触れられていないのではないか。企業や地域との関わりや連携を努力点に盛り込むべきではないか。</p>
こども教育課参事	<p>キャリア教育の推進の部分で産学官連携について触れている。小学校としては、具体的な取り組みは難しいかもしれないが、取り入れたものである。</p>
教育長	<p>報告第7号平成30年度全国標準学力検査（NRT）の結果と今度の課題について、事務局の説明を求める。</p>
こども教育課係長	<p>（資料に基づき説明）</p>
教育長	<p>今ほどの説明について、ご質疑はないか。</p>
靄本委員	<p>中学校教科部会については、2教科から5教科となる。非常に期待している。実際にはどのように行われるのか。</p>
こども教育課係長	<p>新年度の教科部会については、国語、数学、英語は、年4、5回、理科、社会は、年3、4回を予定している。各校の代表の教職員のうち1名が授業を公開する。また、対象はその教科を担当する教員すべてを対象としているが、各校での授業もあるので、代表して出席してもらうこととしている。上越教育事務所の指導主事も参加し、市教委の指導主事もそれぞれが部会を担当することとしている。</p>
谷口委員	<p>小学校における「ジョブチャレンジ」や「子ども参観日」ではどのようなものを考えているのか。</p>

こども教育課係長

「ジョブチャレンジ」、「子ども参観日」は、県が推進しているキャリア教育の3本柱のうちの2つの柱である。「ジョブチャレンジ」とは地域のイベントやお祭りに参加するだけではなく、準備や計画の段階から子どもたちが参画し、地域のために自分が役に立てる人になろうとする心を育てるものである。「子ども参観日」は保護者の職場に出向き、働く姿から学習するものである。中学校では、自分の希望する職場での体験を行うが、小学校では、保護者が働く姿から、働くことへの憧れを持ち、そのためには学習することが必要であることを気付かせるものである。

永野教育長職務代理者

NRTの結果では、未履修分がありながらもこのような結果が出たのは、学力が上向いてきていると思ってよいのか。

こども教育課係長

中学校では、学習進度が早くなっている。小学校で新年度から取り組もうとしている漢字前倒し学習は、すでに中学校では取り組んでいる。また、すべての教科において進度を早め、早めた部分を復習に充てている。小学校では2月末まで丁寧に確実な進度で学習を行っているため、未履修が増えている。一部には指導計画を前倒して行っている小学校もあるため、事務局としても研究していきたいと思っている。

教育長

小学校1年生の偏差値が低いということに対する対策はどのようになっているか。

これまでは、小学校低学年では偏差値が高く、学年が上がるにつれて偏差値が下がっていくという状況であったが、ここ2、3年は逆転している。

こども教育課係長

陰山先生の指導の中では、1年生では、漢字の書き順を正確に教えることに尽きると言われている。1年生では漢字前倒し学習は行わないので、しっかりと指導していきたい。

どうしてこのような結果になっているのかは、もう少し分析を試みないとはっきりとは言えない。全国学力調査の結果と合わせて報告したい。

教育長

報告第8号平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、事務局の説明を求める。

こども教育課長

(資料に基づき説明)

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

鶴本委員

各校ごとに結果に基づき、分析をし、対策を行っていると思う。特に中学校では、部活動で運動部に所属している生徒、部活動を行っていない生徒での差もあるのではないかと。その差をいかに埋めていくかが重要ではないかと思う。どのような職業に就いたとしても基礎体力は必要である。

こども教育課長

部活動でも差はあるかもしれないが、食習慣も重要であると考え

ている。また、運動習慣のない生徒にどのように体育の授業以外で運動をするように意識づけていくかも課題であると思っている。

教育長

報告第9号平成30年度小学校・中学校ハイパーQ U（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）の結果について、事務局の説明を求める。

こども教育課長

（資料に基づき説明）

楠田委員

アンケートは記名式か。

こども教育課長

記名式で行っている。

楠田委員

小学校1年生での学級生活不満足群の数値が高いように感じるが、アンケートの内容等が難しいためにこのようになるのか。

こども教育課長

アンケートの内容について、難しいということはないと思うが、小学校低学年は、どうしても自分中心に物事を考え、判断しているので、このような結果になることはある程度やむを得ないと理解している。

靄本委員

学校で行われる校長と学級担任との面談の際に、この結果をもとに学級経営の反省、振り返りを行う材料にもしてほしい。

こども教育課長

中学校では、生徒指導部会でこの結果について分析し、対策を行っているが、小学校ではそのような機会が少ないため、取り組みのひとつとしたい。

谷口委員

アンケートの必要性は十分、承知しているが、子どもたちが正直な気持ちでアンケートに回答できているのか心配な面もある。アンケートだけに頼らず、学校生活での様子もしっかりみてほしい。

こども教育課長

普段の学校での生活の様子を十分見る中で、アンケートの結果を見ていくことが必要である。アンケートも教員と子どもたちとの信頼関係が築きやすくするために必要だと感じている。

楠田委員

他市では年3回実施しているところもあるようだが、年3回実施する予定はあるか。

こども教育課長

現在のところ年2回実施しており、変更する予定はない。

教育長

報告第10号各課・機関所管事項について、事務局の報告を求める。

こども課長補佐

こども課 所管事項報告

こども教育課参事

こども教育課 所管事項報告

生涯学習課長補佐

生涯学習課 所管事項報告

文化振興課長補佐

文化振興課 所管事項報告

生涯学習課長補佐

図書館 所管事項報告

博物館長補佐

博物館 所管事項報告

市民会館長補佐

市民会館 所管事項報告

こども課長補佐

こども課分 規則等の制定・改正報告

こども教育課長補佐 生涯学習課長 教育次長 教育長 靏本委員	こども教育課分 規則等の制定・改正報告 生涯学習課分 規則等の制定・改正報告 文化振興課分 規則等の制定・改正報告 今ほどの説明について、ご質疑はないか。 不登校についてである。中学校3年生では6名の生徒が不登校に該当しているが、卒業後の進路はどのようになっているか。また、卒業後はどのような体制でフォローしていくのか。
こども教育課長	6名については、進路が決まっていると聞いている。高校入学後については、不登校ではなかった生徒でもドロップアウトする子どもたちはいる。すべての卒業生を対象として、各中学校ではある程度の情報を把握している。生徒が中学校へ相談に来れば、当然、受けていくが、積極的に子どもたちの家庭に出向いていくことはない。こども教育課としても同様の取り扱いとなっている。 ただし、0歳から18歳までの途切れのない支援をしていく必要があるため、相談しやすい窓口の体制づくりなど中学校や高校とも協議をしていきたい。
教育長	将来的な引きこもりにつながっていかないよう、市としても取り組む必要があると思っている。健康増進課などと協議していきたい。
靏本委員	ひすいルームがそういった相談の窓口や子どもたちの居場所になるとよいと思っている。検討をお願いしたい。
永野教育長職務代理者	いじめの対応状況で10月や11月に認知されたいじめが、「取組中」や「一定の解消」となっている。少し時間が経っているように思われるがどのような状況となっているか。
こども教育課長	「取組中」となっているものは、子どもたちや保護者も含め、解消とするにはもうしばらく時間が必要となっているものである。 「一定の解消」となっているものは、解消はしているが、もうしばらく子どもたちの様子を見極めた上で「解消」とするものである。あまりにも関係修復が困難な場合には、学校問題解決支援チームを活用していくこととしている。
靏本委員	図書館のおはなし会についてである。3会場で行われている回数や内容に違いがある。地域での差はないほうがよいと思われるが、いかがか。
生涯学習課長	おはなし会については、地域の読み聞かせボランティアや図書館職員で行っている。読み聞かせボランティアの活動範囲や図書館職員の配置などによって、違いが出ているものである。
靏本委員	活動場所をローテーションするなど、子どもたちが同じ機会に触れることができるよう検討してほしい。
教育長	議案第16号糸魚川市いじめの防止等の行動計画の策定について、

事務局の説明を求める。

こども教育課長 1月に開催された教育委員会定例会において、協議をいただいた糸魚川市いじめの防止等の行動計画について、次のとおり定めたものである。

教育長 教育長 今ほどの説明について、ご質疑はないか。

楠田委員 楠田委員 教育委員会定例会での協議から大きく変わり見やすくなったと思う。この計画の中には、保護者として取り組むべきものについても触れている。保護者にはどのように伝えられるのか。

こども教育課長 保護者にはPTA総会などにおいて、協力を求めていくこととしている。

蘆本委員 教職員には必携の行動計画として、取り組んでほしい。

教育長 教育長 行動計画は作っただけでは意味がない。周知をしっかりとしていきたい。

こども教育課長 しっかりと活用されるように、学校へ指導する。

教育長 教育長 それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員 委員 (「異議なし」の声あり。)

教育長 教育長 異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長 議案第17号糸魚川市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について、事務局の説明を求める。

こども課長補佐 今回の規則改正の内容について5点である。1点目は、こども課内に「こども支援室」を設ける。2点目は、こども教育課長の兼務する職をこれまでの「理科教育センター次長」から「理科教育センター所長」に改める。3点目は、文化振興課長の兼務する職をこれまでの「歴史民俗資料館長及び長者ヶ原考古館長」から「歴史民俗資料館長」のみに改める。4点目は、事務分掌について、「通学区域の設定及び変更に関する事」については、これまでのこども課からこども教育課に改める。5点目については、生涯学習課スポーツ振興係の事務分掌の「体育協会に関する事」を「スポーツ協会に関する事」と改めるものである。いずれも、4月1日付けの組織機構の変更や人事異動等に伴う改正である。

教育長 教育長 今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員 委員 (「なし」の声あり。)

教育長 教育長 それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員 委員 (「異議なし」の声あり。)

教育長 教育長 異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長 議案第 18 号糸魚川市こども支援室運営要綱の制定について、事務局の説明を求める。

こども課長 今ほど承認をいただいたとおり、4月1日よりこども課内にこども支援室が設置されることから、その運営について要綱を定めたいものである。

教育長 今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員 (「なし」の声あり。)

教育長 それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員 (「異議なし」の声あり。)

教育長 異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長 議案第 19 号糸魚川市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について、事務局の説明を求める。

こども課長 この規則は、学校給食に関して、徴収する金額や納付の方法等、学校給食費の徴収について定めたものである。今回、改正したいのは、その中の給食費の還付にかかる部分である。

これまでは、医師からの食物アレルギーの診断によって、牛乳を飲むことができず、1月を通して牛乳を飲まなかった場合には、その牛乳費相当額を保護者に還付してきた。対象となる飲料を牛乳に限定していたものを、ヨーグルト飲料などの乳成分を含む飲料の場合でも還付対象としたいものである。

教育長 今ほどの説明について、ご質疑はないか。

靄本委員 保護者などの要望があり、このような改正に至ったのか。

こども課長 保護者から要望があったわけではない。これまでも、ヨーグルト飲料の提供があったが、還付対象の飲料ではないため、代替飲料を提供していた。これを解消するための改正である。

教育長 それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員 (「異議なし」の声あり。)

教育長 異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長 議案第 20 号嘱託指導主事設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局の説明を求める。

こども教育課長補佐 今回、改正したい点は2点である。1点目は、嘱託指導主事として任用する者にこれまでの校長、副校長、教頭に養護教諭を加えるものである。2点目は、これまで本要綱第5条から第7条で嘱託指導主事の任用について定めていたが、糸魚川市が雇用する臨時職員

について定めた糸魚川市臨時職員等に関する規則が別があり、それに準ずることとしたため、削除するものである。

教育長
委員
教育長
委員
教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

(「なし」の声あり。)

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第 21 号糸魚川市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局の説明を求める。

こども教育課長補佐

平成 29 年度から新入学児童・生徒への就学援助費の前倒し支給を行ってきたところである。平成 31 年度から文部科学省の就学援助費にかかる補助金交付要綱が改正され、新入学児童・生徒への就学援助費の支給単価が増額となった。すでに平成 31 年度の認定者へは、平成 30 年度単価で支給していることから、支給単価が増額した分の差額を支給するための改正である。

教育長
委員
教育長
委員
教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

(「なし」の声あり。)

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第 22 号糸魚川市立学校教職員私有自動車公務使用の規程の一部を改正する規程の制定について、事務局の説明を求める。

こども教育課長補佐

この規程では、運転経験 1 年未満の教職員は私有自動車を公務で使用することができないと定められている。これにより、特に新採用教職員において、研修や会議などへの出席に支障が出ていた。そのため、運転経験が 1 年未満であっても、校長が特に認める場合は、私有自動車の公務使用を認めるものと改正したいものである。

教育長
委員
教育長
委員
教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

(「なし」の声あり。)

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第 23 号糸魚川市学校運営協議会を設置する学校の指定について、事務局の説明を求める。

こども教育課参事

学校運営協議会を設置する学校については、当初の計画では、今年度から、下早川小学校、大和川小学校、糸魚川東中学校の3校を指定する予定であったが、平成28年度からの取組みが進んだ結果、これまで学校運営協議会に移行していなかったすべての学校を指定することとしたいものである。これにより、市立学校のすべてにおいて、来年度より学校運営協議会を設置することとなる。

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第24号糸魚川市教育研修センター所長の任命について、事務局の説明を求める。

こども教育課長補佐

糸魚川市教育研修センター所長を記載のとおり任命したいものである。任期は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間である。

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第25号糸魚川市立学校の学校医の委嘱の一部変更について、事務局の説明を求める。

こども教育課長補佐

現在の学校医の任期は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であるが、このたび、青海中学校の学校医から解職の申出があったため、記載のとおり学校医の委嘱を変更したいものである。なお、委嘱期間については、現在の学校医の残りの任期である平成31年4月1日から平成32年3月31日までである。

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第26号糸魚川市立学校の学校歯科医の委嘱について、事務

	局の説明を求める。
こども教育課長補佐	市立学校の学校歯科医の委嘱期間の満了に伴い、記載のとおり委嘱したいものである。なお、委嘱期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間である。
教育長	今ほどの説明について、ご質疑はないか。
委員	(「なし」の声あり。)
教育長	それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。
委員	(「異議なし」の声あり。)
教育長	異議なしと認め、承認する。 原案のとおり承認
教育長	議案第 27 号糸魚川市立学校の学校薬剤師の委嘱について、事務局の説明を求める。
こども教育課長補佐	市立学校の学校薬剤師の委嘱期間の満了に伴い、記載のとおり委嘱したいものである。なお、委嘱期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間である。
教育長	今ほどの説明について、ご質疑はないか。
楠田委員	能生地域の小中学校で、木浦小学校だけが糸魚川地域の薬剤師で、ほかの小中学校では能生地域の薬剤師となっている。どのような経過でこのようになっているのか。
こども教育課長補佐	薬剤師の配置については、糸魚川市薬剤師会からの推薦によって委嘱するため、このようになっている。
教育長	それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。
委員	(「異議なし」の声あり。)
教育長	異議なしと認め、承認する。 原案のとおり承認
教育長	議案第 28 号糸魚川市立保育園の嘱託医の委嘱について、事務局の説明を求める。
こども課長	市立保育園の嘱託医の委嘱期間の満了に伴い、歯科医の委嘱について、記載のとおり委嘱したいものである。なお、委嘱期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間である。
教育長	今ほどの説明について、ご質疑はないか。
委員	(「なし」の声あり。)
教育長	それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。
委員	(「異議なし」の声あり。)
教育長	異議なしと認め、承認する。 原案のとおり承認
教育長	議案第 29 号糸魚川市立幼稚園の学校医及び学校薬剤師の委嘱に

こども課長

ついて、事務局の説明を求める。

市立幼稚園の学校医及び学校薬剤師の委嘱期間の満了に伴い、記載のとおり委嘱したいものである。なお、委嘱期間は学校医については、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間、学校薬剤師については、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間である。

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第30号糸魚川市能生学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、事務局の説明を求める。

こども課長

能生学校給食センター運営委員会委員の委嘱期間の満了に伴い、記載のとおり委嘱したいものである。ただし、能生中学校の給食主任については、まだ、校務分掌が決まっていないことから、決まり次第、改めて議案として承認を得たいものである。なお、委嘱期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間である。

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第31号糸魚川市青少年育成指導員の委嘱について、事務局の説明を求める。

生涯学習課長

青少年育成指導員の委嘱期間の満了に伴い、記載のとおり委嘱したいものである。ただし、能生地域の塚田京子さんについては、昨日の市議会において、教育委員として承認を得られたことから、再度、人選を行う予定としている。人選がされ次第、改めて、議案として承認を得たいものである。なお、委嘱期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間である。

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第 32 号糸魚川市スポーツ推進委員の委嘱について、事務局の説明を求める。

生涯学習課長

スポーツ推進委員の委嘱期間の満了に伴い、記載のとおり委嘱したいものである。定員 30 名に対し、公民館からの推薦が 23 名、公募委員が 7 名となっている。なお、委嘱期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間である。

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

楠田委員

公民館からの推薦委員については、再任が非常に多い。なかなか交代できずにいるとの声も聞いているが、そのような声はないか。

生涯学習課長

委員の推薦については、公民館に任せており、公民館と推薦される委員との間で了解が得られていると承知している。

教育長

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第 33 号糸魚川市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局の説明を求める。

教育次長

文化財保護審議会委員の委嘱期間の満了に伴い、記載のとおり委嘱したいものである。再任が 8 名、新任が 1 名となっている。工芸品の分野でふさわしい方がおらず委嘱できていない。委員定員は 10 名以内となっているため、審議会としての問題はない。なお、委嘱期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間である。

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

教育長

異議なしと認め、承認する。

原案のとおり承認

教育長

議案第 34 号糸魚川市能生児童館館長の任命の申出について、事務局の説明を求める。

こども課長

能生児童館館長の任命期間の満了に伴い、記載のとおり任命することを市長に申し出たいものである。なお、任命期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間である。

教育長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

委員

(「なし」の声あり。)

教育長
委員
教育長

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。
(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認め、承認する。
原案のとおり承認

教育長

以上で第6回教育委員会定例会を閉会とする。

15:50 終了